別記様式第６号（第１２条関係）

登録料軽減申請書

年　　月　　日

農林水産大臣名　殿

申請人（品種登録出願者）
住所又は居所
氏名又は名称　　印
法人の場合には代表者氏名：

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第12条第２項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

１　申請に係る登録品種の品種登録の番号：

２　法第12条第２項第１号に掲げる者又は同項第２号に掲げる者の別
申請人は、
□法第12条第２項第１号に掲げる者
□法第12条第２項第２号に掲げる者

３　認定新品種育成計画の事業名及び認定年月日
事　業　名：
認定年月日：

４　登録料の納付年分：

５　添付書面の目録
□認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面
□職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
□使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）

（備考）
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２　５の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

告　示

○内閣府財務省告示第七号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年八月一日総理府大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣　麻生　太郎
財務大臣　与謝野　馨

第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とする。

第十五号中5を7とし、４の次に次のように加え、同号を第十六号とする。

５　前号に規定する事業に必要な資金であって、次に掲げるもの

イ　食品又は飼料の原料又は材料として利用する米穀の配送、受入れ、保管又は供給に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

ロ　米穀を原料又は材料として利用する食品（米穀を原料又は材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原料又は材料として利用する食品を含む。ハにおいて同じ。）又は飼料の製造、加工又は流通に必要となる施設の改良、造成又は取得に必要な資金

ハ　米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の需要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は当該新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得に必要な資金

６　５のイ又はロに掲げる施設の改良、造成又は取得に関連する前号に規定する事業に必要な資金

第十四号の次に次の１号を加える。

十五　令第二条第十二号の事業
米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第五条第三項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って行う同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業

別表第二中「別表第二（第十六号関係）」を「別表第二（第十七号関係）」に改める。

○内閣府財務省告示第八号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第四条第一号ニの規定に基づき、主務大臣が指定する感染症等を次のように定め、平成二十一年七月一日から平成二十一年十二月三十日まで適用する。

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣　麻生　太郎
財務大臣　与謝野　馨

１　沖縄振興開発金融公庫法施行令（以下「令」という。）第四条第一号ニに規定する主務大臣が指定する感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザとする。

２　令第四条第一号ニに規定する生活衛生関係営業であってその営業を営む相当数の者の営業について衛生水準の維持向上に著しい支障が生じているものとして主務大臣が指定するものは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業とする。